

2004.9月

# 藤岡市・鬼石町 合併協議会だより

第2号

事務局／〒375-8601 藤岡市中栗須327番地

TEL:0274(22)1211(代)(内線2425) FAX:0274(24)3252



8月25日(水)

## 第2回合併協議会を開催

去る8月25日(水)午後2時より、鬼石町役場を会場に第2回藤岡市・鬼石町合併協議会が開催され、全15議案を提案、うち地域審議会の設置をはじめ新市建設計画作成や議会議員の任期等の検討をするための、2つの小委員会の設置など10議案が承認され、合併の期日や、町・字の区域及び名称の取扱いなど5議案について継続審議とすることとなりました。

また、藤岡市・鬼石町地域が、8月2日付けで群馬県合併重点支援地域に指定されたことが報告されました。これにより、国や県から技術的、財政的支援を受けることが可能になります。

群馬県内でこれまでに、16地域42市町村がこの指定を受けています。

## 第2回協議会承認事項は次のとおりです



協議会の様子を見守る傍聴者

協議項目 8 一般職の職員の身分の取扱いについて

1 鬼石町の一般職の職員は、すべて藤岡市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。

4 鬼石町の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、藤岡市の職員と不均衡が生じないよう、公正に取り扱うものとする。

協議項目 9 地域審議会の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を合併前の鬼石町の区域に設置する。

なお、地域審議会の組織及び運営に関して必要な事項については、別紙「地域審議会の設置に関する協議」とおり定めるものとする。

協議項目 10-(1) 財産(財産区を除く)の取扱いについて

鬼石町の所有する財産及び債務は、すべて藤岡市に引き継ぐものとする。

協議項目 10-(2) 財産(財産区)の取扱いについて

1 鬼石町三波川財産区は、現行のとおりに存続する。

2 財産区が所有する財産は、財産区有財産として、藤岡市に引き継ぐものとする。

協議項目 11 特別職の身分の取扱いについて

1 鬼石町の常勤の特別職の職員(三役及び教育長)は、合併により町の法人格が消滅するため失職する。

2 鬼石町の非常勤の特別職の職員については、合併により町の法人格が消滅するため失職する。

ただし、新市においての各種事務事業の効果的な運営や住民福祉向上の観点から検討し、それぞれの職の必要性があるものについては、調整を行うものとする。

協議項目 13 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等については藤岡市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、全部改正、一部改正等を行うものとする。

協議項目 14 事務組織及び機構の取扱いについて

1 新市の事務組織及び機構は部制とし、次の調整方針に基づき調整する。

(1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。

(2) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構

(3) 住民の声を適正に反映できる組織・機構

(4) 簡素で効率的な組織・機構

(5) 両市町の現庁舎は、合併時より、藤岡市の庁舎を本庁舎に、鬼石町の庁舎を総合支所とする。

2 公共施設は、各施設の特徴や必要性を慎重に検討したうえで、合併時または合併後に存続・統合・廃止する。

協議項目 26-(3) 各種事務事業(電算システム関係)の取扱いについて

電算システムについては、藤岡市の電算システムに統合する。

なお、住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に正常に稼働できるように調整するものとする。



## 小委員会の設置

「議会議員の任期及び定数の取扱い」と「新市建設計画作成」について調査、審議を行うために小委員会を設置する事となりました。小委員会の委員は、合併協議会の委員から会長が指名する事となっており、次のとおり選任されました。

		佐藤町	
議会議員	針谷 賢一	藤岡 市	
	吉田 達哉	藤岡 市	
	稲垣 一秀	鬼石 町	
	山田 朱美	鬼石 町	
学識者	竹村 省	藤岡 市	
	長 克優	藤岡 市	
	石川 勝子	藤岡 市	
	久米 斐川	鬼石 町	
	中谷 きみ江	鬼石 町	
共通学識者	小林 寛	藤岡行政事務所	
	矢島 篤	藤岡保健福祉事務所	

		佐藤町	
議会議員	佐藤 淳	藤岡 市	
	三好 徹明	藤岡 市	
	西井 左近	鬼石 町	
	堀口 昌宏	鬼石 町	
学識者	設楽 直毅	藤岡 市	
	水井 勝久	藤岡 市	
	太田 宗秋	鬼石 町	
	新井 武明	鬼石 町	
	貫井 昭彦	鬼石 町	



新市建設計画作成小委員会 9月3日

### 第2回協議会提案事項

次の協議項目については、今回の協議会（第2回協議会）において提案し、第4回協議会（10月）において内容を協議し決定していく予定です。

- 合併の期日
- 議会議員の任期及び定数の取扱い
- 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い
- 一部事務組合の取扱い
- 町・字の区域及び名称の取扱い

### 地域審議会って何？

地域審議会は、「合併することによって行政区域が広がり、住民のみなさんの声が新市の施策に反映されなくなるのでは」などの心配に因應するため、合併前の旧市町の区域を単位として設けることができます。この設置には、あらかじめ合併前に関係市町と協議し、関係市町毎に議会の議決を得ることが必要になります。

その主な任務は、「新市建設計画」にある事業等が変更される場合やその執行状況など、市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じて審議し、答申することや、地域課題等について市長に提言したり、地域テーマに基づいて意見交換を行うことなどがあります。

設置期間については、合併した市町がすみやかに「一体となるためにも、合併後10年以内が適当」と考えられています。

本協議会においては、鬼石町に地域審議会を設置することとしました。

# 新市建設計画作成方針

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律の規定を踏まえ、「藤岡市・鬼石町新市将来構想」を基本として、より具体的な施策を掲げながら新市の将来の方向性を示すものとして、次のような方針で作成する。

## 1 計画作成の目的

本計画は、藤岡市及び鬼石町の合併による新市の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上に努めるとともに、地域の均衡ある発展を図り、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりのための基本方針、これを実現していくための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成するものとする。

## 3 計画の基本方針

本計画の基本方針は、藤岡市及び鬼石町の現状を見据え、将来を展望した長期的な視野に立つて定めるものとする。

## 4 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間にについて定めるものとする。

## 5 計画作成上の留意事項

- (1) 各市町村の総合計画や県の計画との整合性を図り、地域の特色を生かした、より効果的なまちづくりに努める。
- (2) ハード面のみならず、各種ソフト面の再構築についても配慮する。
- (3) 真に新市のまちづくりに有効で必要不可欠な事業を選択し、合理的で健全な行政運営を図る。
- (4) 旧市町意識を早期に解消し、新しいまちづくりを一体的に推進する環境基盤の確立を図る。
- (5) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにする。
- (6) 各市町で開催された住民説明会等で出された住民からの意見、要望等を十分考慮する



藤岡市と鬼石町が合併したら、新しい市の名称になるのでしょうか。  
**A** 第1回の合併協議会で、新市の名称は「藤岡市」とすることが承認されました。  
**Q** いつから新しい藤岡市がスタートするのですか。  
**A** 現在までの協議では平成18年3月末日(合併特例法の適用期限)までの期間に合併することが決まっております。第4回協議会(10月開催)までに協議決定する予定です。

## 委員の変更

8月25日付で、鬼石町区長会代表の新井和三氏が、新井武明氏に変更になりました。

## 訂正

協議会だより第1号の4頁に掲載した「藤岡市・鬼石町合併スケジュール」における合併の期日の記載について、(ただし、期限は2006.6.31)とありましたが、2006.3.31の誤りでした。ここにお詫びして訂正いたします。

## ホームページの公開

協議会では、協議会の活動状況などを本誌でお知らせするほか、ホームページでも公開しています。

なお、合併に関するご意見やご質問のほか、藤岡市と鬼石町が合併したときどんなまちづくりを期待するのかなどのご提案をファックスやEメールでお寄せください。お待ちしております。

<http://www.fogappel.jimusho.jp>

## 会議を傍聴しませんか

傍聴を希望される方は、会場に直接ご来場ください。会議開始15分前に傍聴証をお渡しします。その時点で定員30人を超えた場合は抽選とさせていただきます。

### 〈次回の協議会(第3回)〉

期日 平成16年9月24日(金)

午後2時

場所 藤岡市役所

中庁舎3階大会議室